

## 法第38条 工事の廃止の届出書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎届出書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。  
 ◎届出にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類等を表の項目順に綴ってください。

| 届出書類・図面等 |                               | 必須 <input checked="" type="checkbox"/> | 備考  |                                     |
|----------|-------------------------------|--|---|-------------------------------------|
| 届出書      | 開発行為に関する工事の廃止の届出書<br>〔省令様式第八〕 | ○                                      | ・宛名は "君津土木事務所長"<br>・許可を受けた者が届出者                                 |                                     |
| 添付書類     | 委任状(任意書式(県参考様式1))             | (手続きを第三者に委任する場合)                       | 委任者及び担当者の氏名、押印、電話番号等を記入(委任者でない者が申請手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要) |                                     |
|          | 開発許可(変更許可)通知書(原本)             | (29条関連・当初(変更))                         | ○   | 申請者に交付された許可通知書 (紛失した場合は、その旨の報告書を提出) |
|          | 開発許可(変更許可)通知書(副本)             | (29条関連・当初(変更))                         | ○   | 申請者に返却された副本全部                       |
|          | 廃止理由書                         | 任意                                     | ○   |                                     |
|          | 区域内の現場写真                      | 名刺判以上                                  | ○   | 工事を廃止した日における土地の区域内の状況を明示するもの        |
|          | 防災上の措置を記載した図書                 |  | ○   |                                     |

**【開発許可を受けた開発行為に関する工事を廃止した場合について】**

- ◎開発行為の廃止は開発区域の全部を廃止する場合をいい、部分的な廃止をしようとするときは変更許可申請(法第35条の2)となります。
- ◎届出書の受理後に、当該開発行為に関する開発登録簿を閉鎖します。